

平成24年度 事務事業評価シート（平成23年度実績分）

事務事業名	高知市民憲章推進協議会補助金		部課コード	1020	予算事業科目	010201120470	事	単	区分	継続	
所管部署	担当部局	市民協働部	部長名(2次評価者)	森田 恵介		個別事務	全部	010201120470	-		
	担当部署	地域コミュニティ推進課	所属長名(1次評価者)	須内 宗一					-		
	電話番号	088-823-9080	E-mail	kc-102000@city.kochi.lg.jp					-		

1 事業の位置付け

予算科目(平成24年度)	高知市総合計画・実施計画施策体系での位置付け										
会計	01 一般会計	大綱	01 共生の環	政策基本方針	人々の価値観が多様化し、少子化、高齢化が進展する社会状況の中で、地域ニーズを踏まえ、地域特性を活かした安心して暮らせる個性豊かなまちづくりを進めていくためには、地域のコミュニティを基礎とした支え合いのしくみづくりや、NPOなど多様な主体の役割が一層重要になります。市民協働のまちづくりに向けて、その基本となる情報公開や広報・広聴を拡充し、市民と行政の情報共有を推進します。また、市民が自ら地域課題を解決していかうとする活動を促進するために、コミュニティ計画を活用しながら、地域コミュニティ活動の活性化やNPO・ボランティア活動の推進に取り組みます。さらに、人と人の助け合いを基本とした地域福祉の推進に取り組みます。						
款	02 総務費	政策	09 市民協働によるまちづくり								
項	01 総務管理費	施策	01 地域コミュニティの活性化								
目	12 市民活動費	区分	01 地域コミュニティ活動への支援								

2 事業の根拠・性格

法律・政令・省令		法定受託事務
県条例・規則・要綱等		
市条例・規則・要綱等	補助金等の交付に関する条例、高知市民憲章推進協議会運営事業費補助金交付要綱	
その他(計画、覚書等)		

3 事業の目的・内容等

対象	誰(何)を対象に	高知市民憲章推進協議会	
意図	どのような状態にしていくのか	高知市民憲章推進協議会の健全な運営及び適切な事業執行を可能とする財政基盤の整備に対する支援	
手段	事業実施体制等	補助金交付及び同協議会の事務局を地域コミュニティ推進課内に設置	事業開始年度 昭和44年 事業終了年度
活動内容	どのような事業活動を行うのか	同協議会が実施する各種事業への人的支援 ①市民憲章運動の普及運動に関すること②市民憲章の実践事業の推進に関すること③関係行政機関及び諸団体との連絡調整に関すること④その他、協議会の目的を達成するために必要なこと 具体的には、浦戸湾・七河川一斉清掃、市民憲章よさこい踊り子隊の運営、こんなまちにすみたい図画コンクールの開催、初夏のまちを美しくする運動、市民憲章推進協議会助成事業、冬季鏡川一斉清掃、とさつ子タウンへの事業支援、高知市体育始め式実施支援、南国土佐観光びらき一斉清掃支援、その他町内会等が実施する環境美化活動の支援	
成果指標	事業目的の成果を測る指標		指標設定の考え方
	A	市民憲章よさこい踊り子隊への参加人数	よさこい祭りには欠かせない当日参加可能なチームであり、高知市民憲章の周知と実践事業であることから成果指標とする。
	B	こんなまちにすみたい図画コンクールへの応募数	市内の全小学校の児童を対象に、高知市民憲章の周知を行い高知のまちづくりを考えていただく機会としていることから成果指標とする。
	C	冬季鏡川一斉清掃への参加者数	市民憲章運動の実践事業であることから成果指標とする。

4 事業の実績等

			21年度(実績)	22年度(実績)	23年度(実績)	24年度(計画)	備考欄	
成果指標	A	市民憲章よさこい踊り子隊への参加人数	1200	1200	1200	1200	○市民憲章よさこい踊り子隊への参加者数は管理運営の面から2日間で1200名(1日当たり600名)が限界である。 ○図画コンクールは小学校の夏休みの宿題となっており、他の図画コンクールとの重複及び生徒数の減少により目標数値を減少させている。 ○冬季鏡川一斉清掃の参加者については、実施時期が2月であり、天候の厳しい時期での実施ということもあり、参加者は500名を目標としている。	
		実績	1264	929	1028			
	B	こんなまちにすみたい図画コンクールへの応募数	7000	6000	6000	5500		
		実績	6108	5804	5066			
	C	冬季鏡川一斉清掃への参加者数	500	500	500	500		
		実績	400	400	300			
投入コスト	① 事業費	決算額 (千円)	600	600	600	600	平成23年度ベースで、同協議会の収支決算額は、収入額6,783,384円、支出額5,349,132円となっている。収入額の主なものは、町内会や企業等からの賛助金(208万円)、企業等からの協力金(140万円(図画コンクール、よさこい踊り子隊編成))、企業等からの協賛金(54万円(環境美化活動用備品等の購入))となっている。	
		財源内訳	国費 (千円)					
			県費 (千円)					
			市債 (千円)					
			その他 (千円)					
			一般財源 (千円)	600	600	600		600
	翌年度への繰越額 (千円)							
	② 概算人件費等	人件費等 (千円)	5,920	5,760	5,760	5,920		
		正規職員 (千円)	5,920	5,760	5,760	5,920		
		その他 (千円)						
		人役数 (人)	0.80	0.80	0.80	0.80		
		正規職員 (人)	0.80	0.80	0.80	0.80		
		その他 (人)						
総コスト= ① + ② (千円)		6,520	6,360	6,360	6,520			
市民1人当たりコスト (円)		19	19	19				
年度末住民基本台帳人数 (人)		339,714	339,130	337,875				
					総コスト/年度末人口			

5 成果指標で表せない事業成果・市民満足度・その他課題点等

○ 市民憲章推進協議会で様々な事業を展開していく中で、参加される一般市民の皆様により市民憲章を周知することにより、市民一人ひとりの意識啓発という効果が生まれているものと認識しているが、この効果は、数値的指標では表せない。

6 1次評価（所属長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 6 日）

評価項目		評価基準	1次	平均点数	評価内容の説明
事業実施の必要性	① [施策体系等での位置付け] 事業の実施が市の総合計画・実施計画・市長マニフェスト等の目標達成に結びつくか、又は、事業の根拠等に結びつくか	A (5) 結びつく B (3) 一部結びつく C (1) あまり結びつかない D (0) 結びつかない	A	4.0	市民憲章は、高知市の地域特性に着目した、高知市民の約束事であり、また市民憲章推進事業は行政主導型ではなく、町内会等の地域のコミュニティの支えあいにより成立しているものであることから、本市における「市民協働によるまちづくり」という政策に合致するものであると認識している。 市民ニーズに関しては、市民憲章は高知市をより住みやすく、より立派にという目標を実践するためのものであり、この目標は、全ての高知市民の総意であるものと認識している。
	② [市民ニーズの傾向] 事業の実施に対する市民のニーズ（需要量）の傾向はどうか	A (5) 非常に多い、急増している B (3) 横ばいである C (1) 少ない、減少している D (0) ほとんどない			
事業内容の有効性	③ [成果の達成状況] 事業の成果指標の達成状況は順調か	A (5) 十分に達成している B (3) 概ね達成している C (1) あまり順調ではない D (0) 十分な成果を望めない	B	3.0	全ての事業を通して、より活発な広報活動が必要であり、今後の課題事項と考えている。
	④ [事業の手法・活動内容] 事業成果の向上のための手法・活動内容の妥当性	A (5) 妥当である B (3) 概ね妥当である C (1) 検討の余地がある D (0) 見直しが必要である			
事業実施の効率性	⑤ [アウトソーシングの可能性] 事業の実施にかかる民間活力利用の可能性	A (5) 実施済・できない B (3) 行政主体が望ましい C (1) 検討の余地はある D (0) 十分可能である	A	5.0	外部団体への事業補助であることから、民間活力を利用したものとなっており、類似事業との連携（例えば浦戸湾・七河川一斉清掃事業）は十分なされている。事業実施に際しては、地域コミュニティ推進課は事務局として支援しているものであり、事業運営は高知青年会議所のメンバーを中心に行っていた。い。
	⑥ [事業統合・連携・コスト削減] 類似事業との統合・連携やコスト削減の可能性	A (5) 現状が望ましい・できない B (3) 概ね効率的にできている C (1) 検討の余地がある D (0) 十分可能である			
事業実施の公平性	⑦ [受益者の偏り] 事業の受益者が特定の個人(団体)等に偏りがなく公平性が保たれているか	A (5) 極めて公平性が高い B (3) 概ね保たれている C (1) 偏っている D (0) 公平性を欠いている	A	5.0	当補助金交付による市民憲章推進協議会の各種事業は、市民の皆様からの自主的な参加に基づくものであり、受益者の偏りはなく、受益者負担としても低額に抑えられている（市民憲章よさこい踊り子隊参加者希望者が購入する紙ハッピー代（1枚500円））。
	⑧ [受益者負担の適正化] 事業実施の財源として、受益者負担割合（一般財源負担割合）は妥当か。補助金等交付事業の場合、対象経費は妥当か。	A (5) 適正な負担割合である B (3) 概ね適正な負担割合である C (1) 検討の余地がある D (0) 検討すべきである			
総合点	17.0	総合評価	○ A 事業継続 (総合点が16点以上で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			B 経費削減に努め事業継続 (総合点が12点以上16点未満で、各項目の平均点数がいずれも2点を超える場合)		
			C 事業縮小・再構築の検討 (総合点が4点以上12点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで2点以下がある場合)		
			D 事業廃止・凍結の検討 (総合点が4点未満 又は 各項目の平均点数のいずれかで1点以下がある場合)		

7 2次評価（部局長評価）

評価日（平成 24 年 9 月 14 日）

総合評価	評価理由・今後の方向性等
○ A 事業継続	市民憲章推進事業は、高知市の地域特性に着目した、高知市民の約束事である市民憲章を市民へ浸透させていくことが大きな目的であり、現在市民憲章推進協議会で実施している各種事業は、十分に効果を発揮しているものと認識している。しかしながら、環境美化活動事業に関しては、参加者の固定化も懸念されており、特に小中学生への啓発を企図した広報・周知活動が必要である。更に、次代の高知市の地域づくりを担う小中学生を対象とした新たな事業展開を検討していく必要があるものと考えている。
B 経費削減に努め事業継続	
C 事業縮小・再構築の検討	
D 事業廃止・凍結の検討	

8 特記事項